
第4章

実現に向けて

第4章 実現に向けて

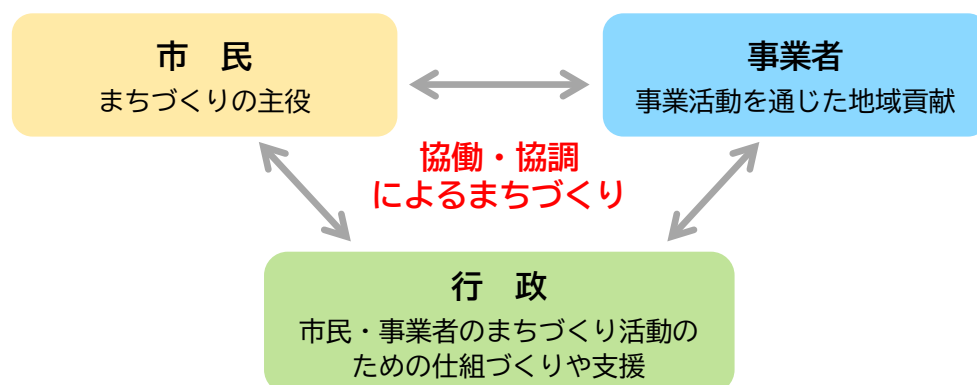
4—1 協働・協調のまちづくりの推進

全体構想、地域別構想を実現するためには、幅広い分野での事業・施策の展開が必要であり、そのためには市民をはじめとした様々な主体と協働・協調しながら計画的にまちづくりに取り組む必要があります。

(1) まちづくりの役割分担

まちづくりを着実に進めるためには、市民・事業者・行政が、まちづくりを自らの問題として捉え、長期にわたって継続的に取り組んでいくことが重要です。

そのため、市民・事業者・行政の各主体が協力し、それぞれの立場や役割を認識しながら、協働・協調によるまちづくりを推進します。



1) 市民の役割

市民は、一人一人がまちづくりの主役であることを認識したうえで、地域レベルのまちづくりや話し合いの場へ積極的に参加し、主体的なまちづくり活動を展開していくことが必要となります。

また、町会や自治会、その他まちづくり団体等の地域コミュニティが自治の担い手であることを認識し、積極的にまちづくり活動に参加・協力することが求められます。

2) 事業者の役割

事業者は、地域社会の構成員として、本計画に即した適正な事業活動に努め、誰もが住みやすいまちの実現に向けて取り組むことが必要となります。

また、当市のまちづくりへの理解を深めるとともに、まちづくりの取組に積極的に参加するなどの地域における役割の発揮が求められます。

3) 行政の役割

行政は、社会情勢の変化や市民ニーズの把握に努めながら、「住みたい住み続けたい」と思えるまちの実現に向けて、計画の策定・見直しや実現に向けた事業の実施を図ります。

また、市民や事業者等が主体的にまちづくりに参加できる仕組みの構築や機会の拡大、活動の支援に努めるとともに、次世代を担う子どもたちのまちづくりへの関心を高める機会の創出など創意工夫に努め、「成長するまち」の実現を目指した取組を進めます。

4—2 効果的なまちづくり手法の活用

本計画に基づく、まちづくりに向けた具体的な事業の検討に当たっては、関連計画との整合・連携を図りながら、都市計画法等による規制・誘導や、関係法令に基づく新たな制度・事業手法を地域の特性に応じて適切に活用することで、効率的・効果的なまちづくりを展開します。

なお、まちづくりの展開に当たっては、様々な市民の意見聴取の機会を設けるとともに、丁寧でわかりやすい説明及び情報提供を行います。

（１）合理的な土地利用を図るために

都市計画区域内の土地を、その利用目的により区分し建築物の用途の制限をする用途地域のほか、高度地区や防火地域及び準防火地域等の適切な地域地区の指定による合理的な土地利用を誘導します。

（２）地区単位の良いまちづくりのために

市民の参加と協力のもと、より細やかな土地利用・建物の誘導など、地域特性に配慮した地区単位の良いまちづくりを実現する制度である地区計画制度を引き続き活用するほか、建築協定や農の風景育成地区制度などの活用について検討します。

（３）適切な市街地整備を誘導するために

東大和市街づくり条例では、民間による開発事業などが行われる場合、開発事業に伴う公共施設及び公益施設等の整備について、市と開発事業者が基準に基づき協議する仕組みがあります。

また、市民発意のまちづくりを推進する制度として、一定の要件のもと、自らの地区の街づくりを推進するための地区街づくり協議会や分野別街づくり協議会を設置することが可能となっています。

今後は、頻発・激甚化する自然災害や、社会情勢の変化などに対応した市街地整備を誘導するため、開発事業基準の見直しを検討するとともに、これまでの運用状況を踏まえながら東大和市街づくり条例等の改正を検討し、市民意見聴取をはじめとした各種規定の合理化を図りながら機動的な都市づくりを進めます。

（４）民間活力の導入に向けて

民間事業者のノウハウや資本等を活用し、公共施設等の建設や維持管理、運営等を行う事業手法として、PPPやPFIがあります。

本計画の推進に当たっては、多様化する市民ニーズへの対応や、維持管理等の継続的な費用を要する事業の実施が必要となることから、PPPやPFI等の手法により民間事業者との連携や民間活力の導入に努め、限られた財源の中においても質の高い市民サービスの提供及び効率的・効果的な事業の推進に努めます。

4—3 まちづくり推進体制の強化

まちづくりは長期的な取組であることから、継続的かつ効果的に施策・事業を進めるために、市内の組織横断的な連携体制の構築をはじめ、国や東京都及び近隣自治体等の関係機関との連携・協働を図るとともに、市民参加をより一層促すための情報提供・発信の強化を図ります。

（１）市内体制の充実

都市の将来像や基本目標を実現するため、都市整備に関する部局のみではなく、様々な分野において部局を超えた組織横断的な取組が必要です。市内関係部署間で情報共有や連携の充実を図り、総合的かつ効果的に事業を推進します。

（２）関係機関との連携・調整

都市の将来像や基本目標を実現するため、引き続き、国や東京都及び近隣自治体等の関係機関と有機的な連携・調整を図ります。

また、国や東京都及び近隣自治体等の関係機関の事業を促進するため、必要に応じ要望活動や事業協力等を積極的に行います。

（３）計画的な財政運営

都市の将来像や基本目標を実現に当たっては、長期的に多大な費用を要することから、限られた財源と人的資源を効率的・効果的に活用する必要があるため、事業の熟度や必要性、緊急性等から優先度を検討し、計画的な財政運営によりまちづくりを進めます。

その際、公共投資に当たっては、都市計画税の活用や国、東京都の様々な補助事業等の各種まちづくり制度を複合的に組み合わせるなど、効果的に活用し、計画的な財源の安定確保に努めます。

（４）効率的・効果的な情報提供・発信の強化

市民・事業者等を巻き込み、協働・協調のまちづくりを進めるためには、行政による十分な情報提供が必要です。

広報紙をはじめ、ホームページ・SNS等の多様な媒体を活用し、市民など関係者が必要とするまちづくりに関する情報を迅速かつ効果的に発信します。

また、より分かりやすい情報提供や産学官連携の促進等を実現するため、行政情報のデジタル化やオープンデータ化、また3D都市モデルの活用の取組を推進します。

4—4 進行管理と見直し

本計画は、長期的な視点に立ち、まちづくりの方向性を示す計画です。

今後、まちづくりを進める中で適切に進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

(1) 継続的な進行管理

本計画に基づくまちづくりが適正かつ計画的に行われるよう、計画の継続的な進行管理が必要です。また、施策・事業の進行管理についても、社会情勢の変化等を把握するとともに、経緯や置かれている状況を踏まえ、施策・事業の必要性や効率性を検討して見直しを判断することが重要です。

そのため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）、といったPDCAサイクルの仕組みを活用しながら進行管理を行います。

評価（Check）においては、関連計画や施策・事業の相互の連携を図りながら行政評価の活用などにより本計画の達成度を確認・評価します。

《 PDCAサイクルによる進行管理イメージ 》



(2) 社会経済状況の変化等を踏まえた柔軟な見直し

本計画は、改定後から20年後の令和26（2044）年度を目標年次とする長期計画であることから、法改正、社会情勢の変化、輝きプランや区域マスタープランなどの上位計画の見直し等があった場合のほか、まちづくりの進捗状況などに応じて、変化に柔軟に対応するとともに、市民参加等による意見聴取の機会を設けた上で、本計画の一部または全てを改定することについて検討するものとし、おおむね10年後に見直しを行います。

《 進行管理・見直しイメージ 》

